

○ 公務外等文書料の支給要綱（平成 21 年 3 月 24 日伺定）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">公務外等文書料の支給要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 24 日 伺 定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）が、脳血管疾患や心臓疾患等の事案に係る公務上外の決定及び障害補償の事案に係る障害等級の決定等について、医学上の検討を要するものとして提出を求めた医師の診断書若しくは意見書（以下「医学的文書」という。）又は病院若しくは診療所が作成する医学的資料（以下「医学的資料」という。）に要する費用のうち、公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医学的文書又は医学的資料（以下「医学的文書等」という。）に要する費用（以下「公務外等文書料」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（支給対象及び支給額）</p> <p>第 2 条 支給の対象となる公務外等文書料は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について」（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）に基づき、提出のあった<u>医学的文書等</u></p> <p>二 「精神疾患等の公務上外の認定について」（平成 12 年 6 月 27 日消基発第 170 号）に基づき、提出のあった<u>医学的文書等</u></p> <p>三 障害等級の決定について提出のあった<u>医学的文書等</u></p> <p>四 その他基金が必要に応じて求めた<u>医学的文書等</u></p> <p>2 <u>公務外等文書料の支給額は、各事案につき、医学的文書等のそれぞれに要した費用の額（当該額が次の各号に掲げる額を超える場合は、次の各号に掲げる額）を合計して得た額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公務外等文書料の支給要綱</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 3 月 24 日 伺 定</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）が、脳血管疾患や心臓疾患等の事案に係る公務上外の決定及び障害補償の事案に係る障害等級の決定等について、医学上の検討を要するものとして提出を求めた医師の診断書又は意見書に要する費用のうち、<u>公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医師の診断書又は意見書に要する費用</u>（以下「公務外等文書料」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（支給対象及び支給額）</p> <p>第 2 条 支給の対象となる公務外等文書料は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について」（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）に基づき、提出のあった<u>医師の診断書又は意見書</u></p> <p>二 「精神疾患等の公務上外の認定について」（平成 12 年 6 月 27 日消基発第 170 号）に基づき、提出のあった<u>医師の診断書又は意見書</u></p> <p>三 障害等級の決定について提出のあった<u>医師の診断書又は意見書</u></p> <p>四 その他基金が必要に応じて求めた<u>医師の診断書又は意見書</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる公務外等文書料の支給額は、それぞれ 1 通につき 5,000 円の範囲内において実費とする。</u></p>

<p>一 医学的文書 1通につき 5,000 円</p> <p>二 医学的資料 1機関につき 30,000 円</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>様式第1</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 この申請書に添付する書類  <u>医師の診断書若しくは意見書又は病院若しくは診療所が作成する医学的な資料</u>に要する費用の領収書又はこれに代わる証明書</p> <p>様式第2</p> <p>(略)</p> <p>____ 年 月 日付け第 号で申請のありました公務外等文書料については、下記のとおり決定しましたので、ご通知申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支払日 ____ 年 月 日</p> <p>3 (略)</p>	<p>第3条・第4条 (略)</p> <p>様式第1</p> <p>(略)</p> <p>[注意事項]</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>公務外等文書料の支給額は、1通につき 5,000 円の範囲内において実費とする。</u></p> <p>3 この申請書に添付する書類  <u>医師の診断書又は意見書</u>に要する費用の領収書又はこれに代わる証明書</p> <p>様式第2</p> <p>(略)</p> <p><u>平成</u> 年 月 日付け第 号で申請のありました公務外等文書料については、下記のとおり決定しましたので、ご通知申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 支払日 平成 年 月 日</p> <p>3 (略)</p>
--	---